

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年5月23日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市規則第25号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則
の整理に関する規則

(赤穂市自治功労者表彰規則の一部改正)

第1条 赤穂市自治功労者表彰規則（昭和32年赤穂市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第7条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和40年赤穂市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第14号様式から第16号様式までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(赤穂市議会議員の職にあつた者の待遇に関する規則の一部改正)

第3条 赤穂市議会議員の職にあつた者の待遇に関する規則（昭和52年赤穂市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和53年赤穂市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁固」を「拘禁刑」に改める。

(赤穂市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第5条 赤穂市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年赤穂市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「懲役、禁固」を「拘禁刑」に改める。

(赤穂市介護保険条例施行規則の一部改正)

第6条 赤穂市介護保険条例施行規則（平成12年赤穂市規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第23号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(赤穂市自動車臨時運行許可事務取扱規則の一部改正)

第7条 赤穂市自動車臨時運行許可事務取扱規則（平成15年赤穂市規則第16号）の一部を次

のように改正する。

様式第1号（裏面）中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第13条に規定する無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする同条に規定する有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。